

運転者服務規律

(運転前点呼・日常点検)

- 第1 運転者は、運転開始時刻前に出勤し、運行管理責任者から運転前点呼を受けなければならない。ただし、運転者が自家用自動車を提供している場合であって、運転者の自宅から利用者の自宅等へ直接出向くことが適当であると運行管理責任者が認める場合にあつては、運転者は運行管理責任者から電話により点呼を受けるものとする。
- 2 運転者は、運転する前にその日の安全運行を確保するため、使用車両の日常点検を自動車点検基準に従って確実に実施し、その結果を点検記録簿に記録しなければならない。
- 3 運転者は、日常点検の結果を運行管理責任者に報告し、運行に関する指示及び諸注意を受けなければならない。
- 4 運転者は、疾病、疲労、飲酒その他の理由により、安全な運転に支障があると思われる場合は、自ら申し出なければならない。

(携行品等の点検・確認)

第2 運転者は、運行中に必要となる次のものについて点検確認し、前条の日常点検の結果報告とともに、運行管理責任者に報告すること。この場合、不備があるときは直ちに申し出て、その処置を講じなければならない。

(1) 運行に必要な携行品

運転免許証、自動車検査証、自賠責保険証、運転者証、運行指示書、運転日報

(2) 運転する車両に必要な備品

- ① 非常用信号用具
- ② 応急修理用具
- ③ 故障時の停止表示器
- ④ 予備タイヤ
- ⑤ 車両内外の表示の確認

(運転後点呼・運転後点検)

第3 運転者は、運転を終了したときは、速やかに運行管理責任者による運転後点呼を受けなければならない。ただし、運転者が自家用自動車を提供している場合であつて、利用者の自宅等から運転者の自宅へ直帰することがやむを得ないと運行管理責任者が認める場合にあつては、運転者は運行管理責任者から電話により点呼を受けるものとする。

2 運転者は、所定の手続にしたがつて運転者証と運転記録用紙を運行管理責任者に提出しなければならない。ただし、前項但し書きにより直帰する場合には、速やかに運転日報を運行管理責任者に提出するものとする。

3 運転者は、運転後点呼の際に次の事項について運転後点検を実施し、その結果を報告しなければならない。

- (1) 車両の状況
- (2) 道路状況
- (3) 事故(車両事故、利用者事故)、違反の有無
- (4) 車内の忘れ物、苦情等
- (5) 運転中の健康状態
- (6) その他必要事項

- 4 運転者は、運転後点呼終了後は、翌日の運行に支障のないよう車両各部の点検と洗車を行い、また特別な申し送り事項がある場合は連絡書等により行わなければならない。

(車両整備・清掃・消毒)

第5 車両の故障を未然に防ぎ、かつ、その機能を維持するために、運転者は関係法規等により、点検整備を確実に行わなければならない。

- 2 車両の運行に際しては、安全保持、燃料の節約、車両の清掃、消毒等に心がけなければならない。

(応急用具、非常用信号用具の管理)

第6 運転者は、車両に備え付けの応急用具類及び非常用信号用具の使用法に習熟するとともに、性能に有効期限のあるものについては期限切れに留意し、常時使用できるよう整備しなければならない。

(安全運送の確保)

第7 運転者は、サービスの提供に当たっては、利用者の病状等に応じた細心の注意を払い、安全運送に努めなければならない。

- 2 運転者は、交通安全関係法令の習熟に努め、法令を遵守して安全運転に徹し、事故及び違法行為を行わないよう努めなければならない。

特に次の事項を守ること。

- (1) 制限速度を厳守すること。
- (2) 前方注意を怠らないこと。
- (3) 信号を厳守すること。
- (4) 一時停止を完全に履行すること。
- (5) 交差点、横断歩道の一時停止及び徐行を厳守すること。
- (6) 悪質、危険性、迷惑性の高い違法駐車をしないこと。
- (7) 無理な追い越しや、通行区分違反をしないこと。
- (8) 降雨、霧等の場合には特に安全を確認して運行すること。
- (9) 坂道では、上りの車両に道を譲るよう心がけること。
- (10) 運転中は、必ずシートベルトを着用すること。

- 3 運転者は、運転中に最高速度違反行為、違法駐車等があった場合、運転終了後に、違反行為の内容について所定の様式により運行管理責任者に報告しなければならない。

(利用者の乗車・降車時の留意事項)

第8 運転者は、利用者が快適に無理なく乗車又は降車できるよう、自宅や居室への立入に当たっては十分に配慮し、利用者に対する適時適切な声掛けに努め、決して急がせたり、時間を掛けすぎたりしないように努めなければならない。

- 2 運転者は、利用者の乗車・降車に当たり自宅や居室に立入った際に、誤って柱、壁、家具等に傷を付け又は利用者の動産を破損した場合には、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 速やかに、破片による怪我等がないように必要な措置を講ずること。
- (2) 利用者には謝罪すること。
- (3) 利用者が容認したか否かにかかわらず、運行管理責任者に連絡し、指示を受けること。

- 3 運転者は、利用者の乗車・降車に当たり、転倒等により利用者が負傷した場合には、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 利用者の負傷の程度を確認すること。
- (2) 速やかに応急手当、その他必要な救急の処置を講ずること。
- (3) 事故の発生とその状況を運行管理責任者に電話等で連絡し、運行管理責任者の指示に従うこと。
- (4) 運行の継続等について、運行管理責任者の指示に従うこと。

(踏切通過時の措置)

第9 運転者は、踏切の通過に当たっては、列車との衝突事故の防止を図るために、次の基準に従って適切に行動しなければならない。

- (1) 踏切を通過しようとするときは、踏切直前で必ず一時停止し、左右前方の安全確認をすること。
- (2) 踏切を通過するときは、変速装置を操作しないこと。
- (3) 故障等により踏切内で運行不能となったときは、信号旗又は信号炎管を使用して列車に対し適切な防護措置をとるとともに、速やかに利用者を誘導し退避させること。

(異常気象時等における措置)

第10 運転者は、異常気象時等における安全運行の確保を図るため、次の基準に従って適切に行動しなければならない。

- (1) 大雨、降雪その他異常気象の発生により安全運行に支障を生じたときは、直ちに運行管理責任者に連絡し、指示を受けること。
- (2) 異常気象時において、踏切、橋梁付近、港湾付近、河川付近、道路工事現場付近、山岳地帯等を通ずるときは、降車して運行の安全を確かめる等、安全運行の確保に努めること。
- (3) 異常気象のため安全運送の継続が不可能と判断したときは、必要により利用者を待避させる等、利用者の安全確保に努めること。
- (4) 地震、火災等の災害あるいは鉄道事故、道路事故、暴動等による交通不能等により運行の中断を行う場合には、直ちに運行管理責任者に連絡し、指示を受けること。

(高速道路走行における留意事項)

第11 運転者は、高速道路の走行に当たっては、交通事故の発生は重大事故につながるおそれがあることから、高速道路走行の基本ルールを守り、事故防止に努めなければならない。

特に次の事項を守ること。

- (1) 運転者はもちろん、利用者も固定ベルトを着用すること。
- (2) 車間距離を十分にとること。
- (3) 横風強風の時には、ハンドルが取られるので適切に減速すること。
- (4) 高速走行中は、ドアロックをかけて窓から物を投げ捨てないこと。
- (5) 高速道路上で故障したときは、車両を路肩に寄せて止め、必ず車両後方に高速道路停止表示器(三角板)を提示すること。
- (6) 高速道路走行中に利用者の要請によりやむを得ず車両を停止するときは、車両を路肩に寄せて止め、また利用者が降車するときは、利用者の安全の確保を図ること。

(故障事故等の場合の利用者に対する措置)

第12 運転者は、利用者の運送中に重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認められたときは、運行を中止するとともに、直ちに運行管理責任者に連絡し、その指示により次に示す事項について適切な措置をしなければならない。

- (1) 利用者の運送を継続すること。
- (2) 利用者を出発点まで送り届けること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、利用者を保護すること。

(事故発生時の措置)

第 13 運転者は、利用者の運送中に天災その他の事故により利用者が負傷し、又は死亡したときは、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 速やかに応急手当、その他必要な救護処置を講ずること。
- (2) 道路の危険防止等交通の安全に必要な措置を講ずること。
- (3) 運行管理責任者及び所轄警察署に連絡し、指示を受けること。
- (4) 遺留品を保管すること。

(交通事故発生時の措置)

第 14 運転者は、利用者の運送中に交通事故を起こしたときは、次の手続により適切に措置しなければならない。

(1) 人身事故が発生した場合

- ① 利用者の負傷の有無を確認すること。
- ② 利用者以外の負傷者の有無を確認すること。
- ③ 速やかに応急手当、その他必要な救急の処置を講ずること。
- ④ 損害拡大防止の措置をとること。
- ⑤ 警察官に届出連絡すること。
- ⑥ 事故の発生とその状況を運行管理責任者に電話等で連絡し、運行管理責任者の指示に従うこと。
- ⑦ 死傷者のある場合は、速やかに死傷者の保護に当たること。
- ⑧ 遺留品を保管すること。

(2) 人身事故以外の事故の場合

- ① 損害拡大防止の措置をとること。
- ② 警察官に届出連絡すること。
- ③ 事故の発生とその状況を運行管理責任者に電話等で連絡し、運行管理責任者の指示に従うこと。
- ④ 運行の継続等について、警察官、運行管理責任者の指示に従うこと。

(3) 高速道路上の事故が発生した場合

道路管理者に通報するとともにその指示に従い、上記に準じて措置を行うこと。

(運転者の身体異常による措置)

第 15 運転者は、運行中に身体の異常を感じた場合には、速やかに安全な位置に停止する等、事故を回避するための措置を講じなければならない。

(運転中の禁止行為)

第 16 運転者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 危険物を車内に持ち込むこと。
- (2) 酒気を帯びて運転すること。
- (3) 利用者のいる車内で喫煙すること。
- (4) 無用の者を同乗させ、又は他人に運転させること。

- (5) 無断で車両を貸与すること。
- (6) 無断で車両を放置すること。

(サービスの向上)

- 第 17 運転者は、運行が終了した際には要望事項を聞くなど、利用者がより快適に、より安全に利用できるよう配慮するとともに、利用者から苦情を受けるような一切の行為を行わないよう努めなければならない
- 2 運転者は、利用者より苦情の申し出を受けたときは、誠意を持って丁寧に対応するとともに、その内容を苦情処理簿に記録し、直ちに運行管理責任者に報告しなければならない。
 - 3 運転者は、苦情を含む要望事項について運行管理責任者が講じた改善措置を的確に実行するとともに、運行が終了した際には利用者に改善されたかどうかを確認し、その結果を運行管理責任者に報告しなければならない。

(日常の健康管理)

- 第 18 運転者は、運行の安全の確保を図るという観点から、平素より自身の健康保持について自主管理に努めなければならない。特に高血圧、低血圧、貧血、心臓疾患等の症状を有する健康上の要注意者は、定期健康診断を必ず受診するとともに適時医師の診断を受け、その診断結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理に努めなければならない。
- なお、健康状態により運転に支障があると思われる場合には、随時運行管理責任者に報告すること。